

その他事項

1 高齢者虐待防止について

*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1 早期発見・通報

(1) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合（法第7条）

ア 生命または身体に重大な危機が生じている場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

イ それ以外の場合

⇒速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

(2) 養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合（法第21条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

『事業所による事実確認』を行うのに先立ち、市高齢福祉課地域支援係へ速やかに連絡してください。市高齢福祉課が介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」、「実地指導」、法に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

2 高齢者虐待防止のために

(1) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて

養護者による高齢者虐待の事例の多くは、虐待を行っている養護者も何らかの支援を必要としています。発生要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、「経済的困窮」が多く挙げられます。高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者支援という視点を持ったケアマネジメントやサービス提供をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

発生要因として「教育、知識、介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されています。これらを踏まえ、高齢者虐待を未然に防止するため、次の点に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ① 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること。
- ② 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されていること。
- ③ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に実施すること。
- ④ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること。

2 介護サービス相談員の訪問活動再開について

本市では、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、介護サービス相談員の訪問活動を同年8月頃より徐々に通常の活動に戻していくことを考えております。それに伴い、6月には訪問受入れ可否の調査を行いました。

訪問可と回答をしてくださった事業所様には、訪問の日時等について事前に通知をお送りしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

今回の調査で訪問不可とご回答いただいた事業所様におかれましては、事業所の方針等が変わり、受入れ可能となりましたら、担当者までご連絡をいただきますと幸いです。

また、活動につきましては、下記にURLを添付しておりますので、ご参照ください。

- ①「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」の一部改正について
(令和2年5月29日付け老高0529第1号 厚生労働省老健局)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000872734.pdf>



- ②介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ

<https://kaigosodan.com>



- ③介護サービス相談員とは？

(介護サービス相談・地域づくり連絡会ホームページ内より抜粋)

<https://kaigosodan.com/counselor.html>



3 福祉用具の利用に関わる事故及びヒヤリハットの情報提供協力依頼について

令和5年6月12日付け事務連絡「事故及びヒヤリハット情報」の収集に対するご協力をお願いにありますが、情報提供へのご協力をお願いいたします。情報提供依頼期間は、令和5年6月15日(木)から令和6年3月1日(金)です。

詳細につきましては、別添4及び別添5をご確認ください。

なお、本依頼について、ウェブサイトにも掲載しております。

【ウェブサイト掲載場所】

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>国・県等からのお知らせ>「福祉用具の利用に関わる事故及びヒヤリハット」の情報提供にご協力ください

4 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

第67回中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。10月より改定予定のため、適切に対応をお願いいたします。

詳細につきましては、別添6及び下記に記載のURLをご参照ください。

【URL】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html